

記入例

(宛先)吉川市長

請求日 令和8年11月1日

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和8年10月 利用分請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

利用月ごとに請求書を1枚作成してください。

- 申請者と認定子どもが、吉川市町村内に居住していることを吉川市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを吉川市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を吉川市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を吉川市が確認すること。

請求者は必ず施設等利用給付認定通知書に保護者として記載された方を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ヨシカワ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成4年5月23日
氏名	吉川 太郎	電話番号	090-1234-xxxx		
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地		
(振込先)※1		金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座	
さいたま	銀行・信用金庫 吉川	支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	ヨシカワ タロウ	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

原則、請求者（認定保護者）名義の口座としてください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

認定番号は施設等利用給付認定通知書をご確認ください。

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	123
生年月日	令和4年10月4日	フリガナ	ヨシカワ サクラ
(利用年月)	令和8年10月の住所	氏名	吉川 桜
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和	年 月 日

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	ヨシカワ+マズホイクエン	所在地	〒342-00xx 吉川市xx
	施設名	吉川なまず保育園	電話	048-982-xxxx
	契約している利用料※2	☒ 月額 41,000 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
②	フリガナ		所在地	〒 電話:
	施設名			
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
③	フリガナ		所在地	〒 電話:
	施設名			
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話:			
	契約している利用料※2			□ 月額	円	□ 日額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話:			
	契約している利用料※2			□ 月額	円	□ 日額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒			
	施設・事業名			電話:			
	契約している利用料※2			□ 月額	円	□ 日額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、⑦以降の施設は別紙に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

月途中で市町村間の転出入がある場合、※5により日割計算してください。
(10円未満の端数は切り捨て)

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用料の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計 (c)=(a)+(b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方を記入)
令和8年 10月	41,000 円		41,000 円	40,300 円	40,300 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額: 40,300(45,700)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額: 40,300(45,700)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数